

# 令和5年度北海道多重債務者対策協議会 議事録

日時：令和5年11月16日（木）14時00分～15時45分

場所：北海道中小企業会館会議室

（札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1. 7ビル2階）

出席者：別紙「出席者名簿」のとおり

挨拶：消費者安全課長

議事：（発言者の敬称略）

## （1）多重債務者対策の状況について

### ○ 事務局（谷内）

資料1-1により、国が策定した「多重債務問題改善プログラム」に基づき、道において平成19年10月に「北海道多重債務者対策協議会」を設置したことを説明。

資料1-2により、無担保無保証の借入残高がある人数、1人当たりの借入残高、多重債務に関する消費生活相談の概況、多重債務が原因とみられる自殺者数、自己破産の受付件数、国内銀行のカードローン等残高の推移等について説明。

### ○ 質疑・意見等

資料1-2に関し、Twitter及びInstagramにおいて個人間融資の勧誘を行っている悪質な投稿に対し、金融庁公式アカウントから行っている注意喚起の実績について質疑があり、令和5年6月2日に開催された多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会（第21回）の議事録によると、累計1,500件を超える直接返信による注意喚起を実施しており、75%以上のアカウントが削除あるいは凍結されるなどの効果が見られる旨回答。

## （2）各構成機関・団体における取組状況の報告等について

### ○ 事務局（谷内）

資料2-1により、当課の多重債務問題に対する取組みとして、北海道多重債務者対策協議会の運営、道立消費生活センターの相談対応の充実、貸金業相談員の配置及び苦情相談専用フリーダイヤルの設置、多重債務問題の啓発、道の貸金業者の現状、苦情・相談の状況等について報告。

### ○ 北海道立消費生活センター（田中）

資料2-2により、金融・保険サービス（融資サービス）に関する相談の年度別件数、商品・役務別分類にみる主な相談、「融資サービス」に関する相談の主な内容等について報告。

### ○ 財務省北海道財務局（手小）

資料2-3により、多重債務問題に対する取組として、市町村主催の相談会への専門相談員の派遣、多重債務相談等に係る勉強会・研修会の開催、弁護士会や司法書士会との共催による無料相談会の開催、多重債務相談の受付状況等について報告。

### ○ 日本司法支援センター札幌地方事務所（田村）

（資料なし）債務整理の相談の状況として、法律相談援助・代理援助・書類作成援助の状況、相談があった場合の対応内容、民事法律扶助制度の活用状況等について報告。

### ○ 北海道弁護士会連合会（高木）

資料2-4により、弁護士会法律相談センターの設置状況、道内各弁護士会法律相談センターの年次別受付状況、弁護士による法教育の取組として、出前授業・出前講座の実施等について報告。

### ○ 北海道ブロック司法書士協議会（安東）

（資料なし）札幌司法書士会における多重債務相談の受付状況、多重債務問題に取り組

む司法書士の状況等について報告。

○ **北海道労働者福祉協議会（紺野）**

資料2-5により、北海道労働者福祉協議会の会員事業団体である北海道労働金庫の取組として、多重債務相談に係る相談体制や相談件数、多重債務防止のための学習や消費者教育の実施状況、奨学金問題への取組状況、新型コロナウイルス感染拡大に伴う勤労者支援策の実績等について報告。

○ **全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会北海道連絡会札幌陽は昇る会（岩間）**

資料2-6により、相談体制、2022年度の相談者の年代別・男女別の相談件数、主な借入先や債務額、債務の原因の傾向等について報告。

○ **北海道社会福祉協議会（山崎）**

（資料なし）生活福祉資金貸付制度の概要、特にコロナ特例貸付に関する状況等について報告。

○ **日本貸金業協会北海道支部（渡邊）**

資料2-7により、相談等受付状況の推移や相談内容、貸付自粛制度の登録件数の推移や申告理由の内訳、生活再建支援カウンセリングの実施状況等について報告。

○ **北海道警察本部生活経済課（田代）**

（資料なし）ヤミ金への対応状況、近年のヤミ金の手口等について報告。

○ **北海道警察本部警察相談課（宮越）**

（資料なし）相談窓口の状況、警察相談の件数、うちヤミ金相談件数、相談内容等について報告。

○ **質疑・意見等**

特になし。

**(3) その他**

**【クレ・サラ強要商法による被害防止のための方策について】**

○ **事務局（高田）**

クレ・サラ強要商法（契約の際に無理やり消費者金融等から借金をさせたりクレジット契約を組ませたりする商法）による被害について、貸金業者側の認識、講じている方策等について日本貸金業協会北海道支部で把握していれば教えていただきたい旨発言。

○ **日本貸金業協会北海道支部（竹花）**

貸金業者においても容認できるものではないというのが基本的な考えであり、本人に電話で直接意思確認を行う等して注意喚起を行っている。また、長期的な対策として、消費者の方々向けの教育を行うことが重要であると考えている旨回答。